

令和6年2月定例総会議事録

- 日 時 令和6年2月16日（金） 午前9時32分～午前10時23分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第6号議案 非農地通知について
 - 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
 - 第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出
 5. 閉 会

午前9時32分 開会

○ 会長

皆さん、おはようございます。

日一日と大分春めいてまいりました。昨日は東京あたりでも20度と大変高温に推移しております。麦の生育も例年になく大きくなっているようでございます。大きくなるのはいいのですが、早めに成長すると実入りが悪くなるのではないかという心配も聞こえます。今後も生育を見ながら麦の手入れなど農作業に励んでいただきたいと思います。最近ではコロナもいづらか出ていますので、その辺も十分に注意して行きたいと思えます。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和6年2月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出8件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知23件、報告第3号 使用貸借解約通知6件、局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出3件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請9件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請3件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請7件、第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転5件、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定51件、第6号議案 非農地通知について2件、第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）3件、第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出2件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は2月7日、北部は2月8日に行っております。また、調査会については、南部が2月9日、北部が2月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、2番委員の宮崎和彦委員、4番委員の野田善一委員の両名を指名します。

次に、ここで「常設審議委員会」に意見を求める案件について、今回は無かったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページから 3 ページまでをお開きください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

1～8

○ 会長

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 8 番までの 8 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 4 ページから 9 ページまでをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

1～23

○ 会長

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 23 番までの 23 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 10 ページ及び 11 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1～6

○ 会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 6 番までの 6 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 12 ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出

1～3

○ 会長

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1～3

○ 会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、普通売買の案件、審議番号3番は贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。
この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4～9

○ **会長**

審議番号4番から9番までの6件を議題とします。
北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号4番、5番及び7番の3件は贈与の案件、審議番号6番、8番及び9番の3件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。
ここで皆さんにお諮りします。
この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ **委員**

審議番号6番について、市外にお住まいの方の新規就農の案件ですが、市内へ営農のため通われるのですか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

申請人は市外にお住まいですが、市内に住宅を購入される予定で、申請地はその近隣になります。

○ **会長**

委員どうぞ。

○ **委員**

住宅に付随する農地ですか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

住宅に隣接する農地になります。

○ **会長**

事務局の説明でよろしいですか。

○ **委員**

わかりました。農業をするのはいいのですが、荒れないようにしていただければと、そのようにお願いしておきます。

○ **会長**

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から9番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2

○ **会長**

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅」の農振除外を経た案件、審議番号2番は「農業施設」の農振の用途区分変更を経た案件で、一体的に造成される計画であることから、一括審議・一括採決としました。

申請人は、農業を営んでいますが、自宅敷地及び敷地内にある農業用倉庫が有明海沿岸道路事業の収用の対象になったことから、新たに農家住宅の建設及び農業施設の整備を計画したところ、申請地は耕作地に近く適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

審議番号1番の農地区分は、「市街化調整区域内で、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が、高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号2番の農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「農家住宅」及び「農業施設」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3

次に、審議番号3番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番は、転用目的が「農作業場」の案件で、申請人は、農業を営んでいます。現在、農業用の荷下ろしに使用している作業場が手狭であることから、新たに農作業場として申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が、高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「農業用施設、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1～3

○ 会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件

を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「海苔資材置場」の案件で、申請人は海苔養殖業を営んでいます。事業拡大のため、資材置場の整備を計画したところ、申請地は自宅に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号2番及び3番の2件は、転用目的が「資材置場」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、資材置場が手狭となったため、申請地を資材置場として利用したく、申請されたものです。

申請人から、申請地北西にある陸地化した水路部分について、払い下げを受ける予定であり、管理がしやすいよう、北西側の新設コンクリートブロックを3段から1段に変更する旨の説明があり、総会までに、差し替え図面を提出する旨の発言がありました。

委員から、西側宅地内既設コンクリートブロックと申請地内新設コンクリートブロックとの間にできるすき間について、どのように対処するか質問があり、申請人から、宅地所有者の同意を得たうえで、コンクリートで埋める等の施工を行う旨の回答がありました。

また、委員から、申請地は住宅地の真ん中に位置しているため、近隣住民とトラブル等がないよう配慮してほしい旨の意見が出され、申請人から、了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当する

ため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件については、転用目的が「資材置場」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 17 ページ及び 18 ページをお開きください。

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

4～7

○ 会長

審議番号 4 番から 7 番までの 4 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請、審議番号 4 番から 7 番までの 4 件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道付近で交通の便が良く、教育施設にも近いことから、住宅地として適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地南側への雨水の排水について、梅雨の時期など、降水量が多くなると、今のサイズの U 字溝では小さいのではないかとこの質問があり、申請人から、既存のものより大きいサイズの U 字溝に入れ換える予定である旨の説明がありました。

また、委員から、申請地は小学校の近隣であるため、造成工事の際や、日常生活においても、事故がないよう注意してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

以上のことから、この 4 件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番から7番までの4件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から7番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1～3

○ **会長**

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番から3番までの3件:8,692㎡について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、計画どおり承認することに決定しました。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

4・5

○ **会長**

次に、審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号4番及び5番の2件：7,840 m²について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。
この2件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書21ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

9

○ **会長**

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号9番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号9番

新規 1件：4,026 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書20ページから27ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

9を除く1～40

○ **会長**

審議番号9番を除く、審議番号1番から40番までの39件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号5番は、一般社団法人が新規就農を目的として、解除条件付き利用権の設定を行う案件であるため、調査会において、申出人説明を求めました。

申出人は、昨年8月に設立された法人で、県から大麻栽培者の免許を受け、麻の一種であるヘンプを栽培し、製品の加工・販売等を行うものです。

委員から、麻の種類についての質問があり、申出人から、違法な大麻とは品種が異なっ

ており、安全な産業用大麻である旨の回答がありました。

また、委員から、農作業に従事する者について確認したところ、申出人から、農作業は主に理事2名で行い、セキュリティ対策についても、ハウス内での栽培であり、農地に柵を設ける計画である旨の説明がありました。

さらに、委員から、収穫物の販売先について確認したところ、申出人から、麻の実は、食用として市内の企業に販売する予定であり、繊維については、県内の神社に奉納予定である旨の回答がありました。

さらに、委員から、収穫までの期間について確認したところ、申出人から、麻の実の収穫にかかる期間は5か月であり、毎年収穫することが可能である旨の説明がありました。また、花や葉、根については規制があり利用することができないため、ほ場内ですき込みを行い、処分する旨の説明がありました。

この案件を含め、審議番号9番を除く、審議番号1番から40番までの39件

新規 8件： 47,916 m²

更新 31件： 127,010 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この39件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この39件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ 委員

審議番号5番ですけど、賃借料が無償になっていますが、耕作放棄地だったのでしょうか。

○ 会長

事務局どうぞ。

○ **事務局**

貸し手の方がヘンプ協会の理事ということでの無償と聞いています。

○ **会長**

事務局からの説明でよろしいですか。

○ **委員**

はい。

○ **会長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この39件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号9番を除く、審議番号1番から40番までの39件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書28ページから31ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

41～51

○ **会長**

審議番号41番から51番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号41番から51番までの11件

新規 3件： 13,277 m²

更新 8件： 73,540 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 11 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 11 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 11 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 31 番から 41 番までの 11 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 32 ページをお開きください。

第 6 号議案 非農地通知について

1・2

○ **会長**

第 6 号議案 非農地通知について、審議番号 1 番及び 2 番の 2 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 1 番及び 2 番の 2 件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議しました。

審議番号 2 番について、委員から、申出地の今までの耕作状況について確認があり、事務局から、湿田のため耕作を断念された旨の説明がありました。

その他、各案件について、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書33ページをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1～3

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、借家に居住していますが、子どもが生まれ、手狭になってきたため、住宅の建設を計画したところ、申出地は実家に近く、適地と判断し申出されたもので

す。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設及び、医療施設が存すること」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、除外目的が「海苔資材置場」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、今般、土地の調査としたところ、海苔資材置場として利用している場所が農地であることが判明したため、適法化したく、申出されたものです。

委員から、申出地の状況を確認したところ、農業振興課から、一部は畑として利用されており、今後、申出地全体を資材置場として利用される計画である旨の説明がありました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、申出地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、土木工事業を営んでいますが、現在借りている資材置場が利用できなくなるため、新たに資材置場の整備を計画したところ、申出地は既存資材置場の沿線にあり、適地と判断し申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この3件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書34ページをお開きください。

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1・2

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで、皆さんにお諮りいたします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を集結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和6年2月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和6年2月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時23分 閉会